



国から地方への税源移譲によって、

所得税(国税)は1月から、 住民税(地方税)は6月から納税額が変わります。

合計した年額の納税額は変わらないわ。税源移譲は増税じゃないってことね。

今月の所得税は少ないな。でも、6月から住民税が増えるんだね。



給与明細書

支給額	基本給
	通勤手当
控除額	所得税
	住民税

ほとんどの方は、
1月から
所得税が減ります。

ほとんどの方は、
6月から
住民税が増えます。

税源移譲では、
所得税と住民税を
合わせた
年額の納税額は
基本的に
変わりません!

※実際の納税額には、平成19年から定率減税が廃止されることや皆様の収入の増減等の影響があることにご注意ください。

※最近の経済状況を踏まえ、平成11年に景気対策として暫定的に導入された定率減税が廃止されます。(所得税：平成19年1月から廃止、住民税：平成19年6月から廃止)

身近でよりよい行政サービスを目指して、国から地方へ「税源移譲」を行います。

「税源移譲」は、「地方にできることは地方に」という理念の下、三位一体改革の一環として行われます。所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えます。これにより、地方は必要な財源を直接確保できるようになり、住民が身近でよりよい行政サービスを受けられることを目指しています。

本広報に関する問い合わせ先

【総務省 自治税務局 市町村税課】 ☎ 03-5253-5669 🖨 <http://www.soumu.go.jp/>

【財務省 主税局 総務課】 ☎ 03-3581-0194 🖨 <http://www.mof.go.jp/>

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせください。

政府インターネットテレビ

「安倍総理のライブ・トーク官邸」を配信中!

🖨 <http://nettv.gov-online.go.jp/>



政府広報 | 総務省・財務省

【政府広報オンライン】
<http://www.gov-online.go.jp/>